

欧州委員会 法規制情報

EU規則：新指定用語「polyacrylate（アクリレート系繊維）」を追加

2018年1月26日、欧州委員会（EC）は、繊維製品の繊維名および組成表示に関するEU規則 No.2018/122を新しく公布しました。

改正内容として、EU規則No 1007/2011の付属書I,II,VI,VIIIおよびIXに下記内容が追加されました。（一部抜粋）

- Annex I に新しい指定用語として「polyacrylate」が追加された。
- Annex VIIIにアクリレート系繊維の定量分析法が追加された。
- Annex IXにアクリレート系繊維の水分率が追加された。

Annex I（新指定用語追加）

50	polyacrylate	35wt%を超えるアクリレートグループ（酸、軽金属塩またはエステル）と10wt%未満のアクリロニトリルグループを含み、架橋構造に窒素を15wt%以内で含むアクリル酸架橋高分子により構成される繊維。
----	--------------	--

Annex IX（水分率）

50	polyacrylate	30,00
----	--------------	-------

詳しい情報は以下のURLよりご覧ください。

Regulation (EU) 2018/122

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0122&from=EN>

Regulation (EU) No 1007/2011

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02011R1007-20130701&from=EN>

お問い合わせ

東京事業所 グローバルコミュニケーション戦略室

☎ 03-5759-4120（担当：志賀・安田）